広報 おみいた

No.255
2019.9

上板町議会議員一般選挙のお知らせ　3
敬老会を開催します　7
農用地区域除外申請の受け付けについて　14
日本遺産「藍のふるさと阿波」魅力発信サポーター養成講座
サポーター候補生募集！　18
「かきじぃ」に投票よろしくお願いいたします！　21

（写真）熱中連　阿波踊り

〈上板町の人口〉住民基本台帳登録人口　令和元年７月末現在　○世帯数／4,890世帯　○人口／男5,736人／女6,246人／計11,982人

『防ごう！少年非行』上板町推進大会

去る、八月八日（木）中央公民館において『防ごう！少年非行』県民総ぐるみ運動・上板町推進大会が盛大に開催されました。

本大会は、町民あげて青少年の健全育成に取り組む気運を醸成するとともに、町民各層の非行防止に対する理解と認識を深め、次代を担う青少年の非行防止と健全育成を図る目的で毎年開催しています。

大会では、松田町長の力強い挨拶の後、上板中学校校内非行防止作文優秀者三名（最優秀賞 三年　瀬川 遥日さん、優秀賞 二年　畠田 尚樹さん、優秀賞 一年　藤巻 建さん）が表彰されました。

そして、最優秀賞の瀬川 遥日さんが「私にできること」と題した作文を発表し、参加者より盛大な拍手が贈られました。

次に、圖教育長職務代理者より「大会宣言」が朗読され、青少年が豊かでたくましく育つよう、町民一丸となって非行防止活動を展開することが採択されました。

最後に、徳島県警本部生活安全部生活環境課　警部補　曽我部 剛　氏より「ネット犯罪やトラブルから子供を守るために」と題した基調講演があり、青少年の支援関係を中心とした貴重なお話に参加者一同最後まで耳を傾けていました。

令和元年度 板野郡夏季卓球大会

令和元年度板野郡夏季卓球大会が、板野郡卓球協会の主催で令和元年七月十四日（日）に藍住町体育センターにて開催され、上板卓球クラブが優勝を飾りました。

優勝
上板クラブ
吉住　勝己　吉田　浩通
鳥羽　秀明　篠原　英之
祖父江博文　斎藤　和恵

防犯啓発活動を実施しました

八月二十日、六番札所安楽寺にて上板町防犯推進委員協議会（会長　中川直）が防犯啓発活動を実施しました。町内の皆様の安全・安心を守るために、委員と徳島板野警察署の方が防犯啓発グッズの配布や安楽寺周辺のパトロールを行いました。

上板町議会議員一般選挙のお知らせ

上板町議会議員一般選挙が下記により執行される予定です。

◇選挙日程

- 告　示　日　令和元年９月10日（火）
- 立候補受付　令和元年９月10日（火）　８時30分～17時
  上板町中央公民館・大会議室（役場２階）
- 投 票 日 時　令和元年９月15日（日）　７時～20時
- 投　票　所　町内５投票所（投票所入場券に、あなたの投票所を記載しています）
- 期日前投票　令和元年９月11日（水）～令和元年９月14日（土）の４日間
  時間：８時30分～20時　　場所：上板町役場　１階ロビー
- 不在者投票　令和元年９月11日（水）～令和元年９月14日（土）の４日間

期日前投票制度について

◇期日前投票制度

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所において投票することを原則としていますが、仕事や旅行などで投票日当日、投票に行けない方が選挙期日前であっても選挙当日と同じ方法で投票を行うことができる制度です。

◇期日前投票の手続き

⑴　宣誓書等の提出

期日前投票所の受付に、必要事項を記載した宣誓書と投票所入場券を提出します。（投票所入場券はなくても投票できます。）

⑵　投票用紙の交付

受付係で宣誓書の記載を確認後、投票用紙をお渡しします。

⑶　投票用紙への記載、投票

投票記載台で投票用紙に記入し、投票箱へ投票用紙を投函します。

●お問い合わせ●
上板町選挙管理委員会事務局
（上板町役場総務課内）
☎６９４－６８０１

不在者投票制度について

◇不在者投票制度

仕事や旅行などで選挙期間中、上板町以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。また、指定病院等に入院等している方などは、その施設内で不在者投票ができます。

◇不在者投票の手続き

⑴　上板町以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票

①上板町選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。この場合、どこで投票したいかを伝えます。

②交付された投票用紙などを持参して、投票する市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

⑵　指定病院等における不在者投票

徳島県選挙管理委員会から指定を受けた病院や老人ホーム等に入院・入所中の方で、 投票日当日に投票所に行けない方は、その施設において不在者投票ができます。投票用紙等は病院長等を通じて請求することができ、投票は病院長等の管理する場所で行います。

⑶　郵便等による不在者投票

身体の障害や疾病のために、投票所へ行って投票することができない人が自宅等で投票の記載をし、郵便等を利用して投票を行う制度です。

この制度によって投票を希望される場合は、**あらかじめ申請手続きが必要**です。

①　郵便等による不在者投票をすることができる人

身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている選挙人で、下記の障害のある者または、介護保険被保険者証「要介護５」の者に認められています。（自分の氏名や候補者名を自書できることが条件となります。

区分	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹又は移動機能の障害	１級又は２級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害	１級又は３級
	免疫又は肝臓の機能障害	１級から３級まで
戦傷病者手帳	両下肢又は体幹の障害	特別項症から第２項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は肝臓、小腸の障害	特別項症から第３項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分が「要介護５」	

②　郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

上記①の条件を満たし、さらに自ら投票の記載をすることができない人で手帳等の記載が次に該当する人は、あらかじめ届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

区分	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	上肢又は視覚の障害	１級
戦傷病者手帳	上肢又は視覚の障害	特別項症から第２項症まで

なぜ上がる？どう使われる？消費税。

どうして今、消費税率が上がるんですか？

高齢者の安心と若者の希望を確かにする、みんなの社会保障にするためです。

少子高齢化が進む今、社会保障をすべての世代のためのものに転換し、これらを次世代に引き継ぐために消費税率の引上げが必要です。

具体的には、どう使われるの？

引上げ分は、すべての世代を対象とする社会保障のために使われます。

引上げ分は、子ども・子育て、医療・介護、年金、高等教育など、子育て世代や現役世代を含む全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われます。

子育てのしやすい環境をつくるために	待機児童の解消
すべての子どもが健やかに成長できるために	幼児教育・保育の無償化
経済的理由で進学をあきらめないために	高等教育の無償化
介護離職ゼロを実現するために	介護職員の処遇改善

家計や景気への影響は大丈夫？

家計と景気、両方の視点から対策を行います。

消費税率引上げに伴う家計の負担を減らすために、飲食料品等の消費税率を８％に据え置きます（軽減税率制度）。ほかにも景気への影響を緩和するための対策を行います。

- 所得の低い方や０～２歳児の子育て世帯向けプレミアム付商品券
- 自動車や住宅の購入等に対する税制上やすまい給付金などの支援
- 中小・小規模事業者でのキャッシュレス決済に対するポイント還元
- マイナンバーカードを活用した自治体ポイントへのプレミアム付与

もっと

+2%は、ひとりひとりのために。

10月から消費税率は10%へ。

政府広報 消費税 検索

政府広報

\事業者の皆様！/

2019年10月1日から 消費税・地方消費税の軽減税率制度がスタート。 仕入税額控除の方式が変わります！

標準税率 10％ と、

・飲食料品（酒類・外食を除く）
・新聞（定期購読契約された週２回以上発行されるもの）

に係る軽減税率 8％ について

帳簿・請求書・レシート等の記載を 複数税率に対応させる必要があります。

全ての事業者の方に関係があります！
飲食料品等の仕入れがあれば、対応が必要に。

レジや受発注・請求書管理システムの 導入・改修が必要となることがあります。

中小企業・小規模事業者等の方向けに
軽減税率対策補助金が拡充されました！

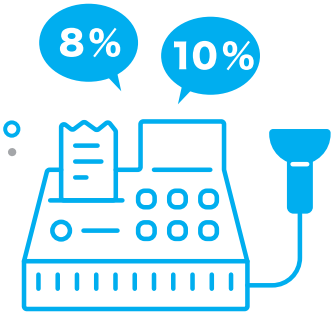

制度についてのお問い合わせ

●消費税軽減税率電話相談センター 〈フリーダイヤル〉 0120-205-553
受付時間は平日午前９時から午後５時まで。
＊ナビダイヤル0570-030-456（通話料がかかります）もご利用いただけます。

補助金についてのお問い合わせ

●軽減税率対策補助金事務局 〈フリーダイヤル〉 0120-398-111
受付時間は平日午前９時から午後５時まで。

後期高齢者医療制度　歯科健康診査のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入されている節目の年齢の方を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、歯科健康診査を実施しています。

また、徳島大学歯学部において、口腔ケアと体の健康、医療費や介護給付費との関連を調査しています。定期健診の受診や口腔ケアを行うことは、全身の健康にとても重要であることが示されています。

今年度の対象者は、ぜひ歯科健診を受診しましょう。

■対象者

平成三十年中に節目の年齢になられた方（昭和十八年、昭和十三年、昭和八年、昭和三年生まれの方）

ただし、長期入院患者や施設入所者は対象外です。

（長期入院患者や施設入所者の方は、すでに健康状態を把握され、医師や施設管理者等の指導を受けていると考えられることから、歯科健康診査の対象者から除いています。）

なお、対象者には八月下旬に歯科健診受診券のハガキを送付しております。長期入院患者・施設入所者の方にハガキが届くこともありますが、対象外ですので健診はご遠慮ください。

■受診場所

後期高齢者の歯科健診の実施協力歯科医院

受診可能な歯科医院の一覧表を上板町役場税務課窓口・広域連合窓口で配布します。また、広域連合及び県歯科医師会のホームページに掲載中です。

■受診方法

事前に電話等にて健診実施歯科医院にご予約の上受診してください。

■健診項目

問診、口腔内診査、口腔機能評価等

■受診費用

無料

■受診期間

令和元年九月一日～
令和元年十一月三十日

■持っていくもの

後期高齢者医療被保険者証と歯科健診受診券のハガキ

■その他注意事項

○健診の予約日を忘れないようにしてください。

○歯科健診は期間中に**一回のみ**です。後日重複受診が判明した場合は費用を請求させていただきますのでご了承ください。

○歯科健診自体は**無料**ですが、その後に治療行為が行われる場合は**有料**となりますのでご注意ください。

○健診結果は、広域連合又は上板町での口腔保健指導及び徳島大学との共同研究による分析調査に活用することがありますので、ご了承ください。

後期高齢者医療制度の歯科健康診査に関するお問い合わせ先

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局
事業課
徳島市川内町平石若松七八番地一
☎〇八八－六七七－三六六六

後期高齢者医療制度　在宅要介護者訪問歯科健康診査のお知らせ

後期高齢者医療に加入されている在宅の要介護者を対象に、在宅で歯科健診や歯科保健指導を行うことで、口腔機能の維持回復を促し、高齢者の低栄養や誤嚥性肺炎の予防することを目的に、訪問歯科健康診査を行います。

■対象者

自力で歯科医院に通院することが困難な在宅の要介護者で、次の要件を全て満たす徳島県後期高齢者医療被保険者。

①要介護３・４・５の認定を受けている方
②介護保険の居宅療養管理指導及び口腔機能向上加算を受けていない方
③医療保険の訪問歯科衛生指導を受けていない方
④平成三十一（令和元）年度歯科健康診査を受けていない方

■実施機関

令和元年九月一日～令和元年十二月末

■健診費用　無料

※ただし、その後の歯科治療については有料

■申し込み先

徳島県後期高齢者医療広域連合　事業課

※申請前に、必ず担当ケアマネジャーに相談してください。

ケアマネジャーによる代理申請も可能です。

※対象者と決定した方には訪問歯科医・歯科衛生士をご自宅等に派遣いたします。

訪問歯科健診の詳細や申請書等必要書類については、広域連合ホームページをご覧いただくか、左記までお問い合わせください。

後期高齢者医療制度の訪問歯科健康診査に関するお申込み・お問い合わせ先

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局　事業課
徳島市川内町平石若松七八番地一
☎〇八八－六七七－三六六六

今月の納付期限について

税務課からのお知らせ

九月は固定資産税・後期高齢者医療保険料（第二期）及び国民健康保険税（第三期）の納付月です。納期限は九月三十日（月曜日）です。

納期限内にお納めくださいますようお知らせします。

口座振替の方は、九月三十日に引き落としいたしますので、残高のご確認をお願いします。

※転出・婚姻等、世帯状況に異動があった場合でも、自動的に解約とはなりませんのでご注意ください。

口座振替

■口座振替の手続き

通帳と通帳届出印を持参し、上板町内取扱金融機関窓口でお申し込み下さい。

■ご利用いただける町税（料）

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

■取扱金融機関

阿波銀行、徳島銀行、板野郡農協、ゆうちょ銀行

お問い合わせ

上板町役場　税務課
☎六九四－六八〇七

年金生活者支援給付金制度のお知らせ

令和元年十月一日より始まる制度です。

年金生活者支援給付金とは、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されるものです。

【対象となる方】

✓老齢基礎年金を受給している方

・六十五歳以上である
・世帯員全員が町税非課税である
・年金収入額とその他所得額の合計が八八万円以下である

✓障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

・前年の所得額が約四六二万円以下である

◎対象となる方には日本年金機構より手続きのご案内が九月上旬から順次届きます。

お問い合わせ

給付金専用ダイヤル
☎〇五七〇－五〇－四〇九二
徳島北年金事務所
☎〇八八－六五五－〇二〇〇

敬老会を開催します

高齢者に敬意を表するとともに、その長寿を祝し、あわせて広く高齢者福祉についての関心と理解を深めるため、次のとおり敬老会を開催いたします。

皆様のご参加お待ちしております。

○日　時　令和元年九月七日（土）
午前十時から（午前中に終了予定）

○場　所　上板町農村環境改善センター
多目的ホール

○対象者　昭和十七年以前に生まれた方
※対象となる方には、案内通知を送付しています。

お問い合わせ

上板町役場　福祉保健課
☎六九四－六八一〇

9月10日～16日は「自殺予防週間」です。

国では、毎年九月十日からの一週間を「自殺予防週間」に設定し、悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

家族や職場、友人などの身近な人のサインに気づき、医療機関や相談機関につなぎ、見守りと自殺予防につなげていくことが大切です。

「あなたも出来る自殺予防のための行動」

- **気づき**　家族や仲間の変化に気づいて、声をかける。
- **傾　聴**　本人の気持ちを尊重し耳を傾ける。
- **つなぎ**　早めに専門家に相談するよう促す。
- **見守り**　温かく寄り添いながら、じっくり見守る。

相談窓口

●こころの健康相談統一ダイヤル　TEL 0570－064－556
●よりそいホットライン（24時間対応）
フリーダイヤル 0120－279－338
●とくしま自殺予防センター　TEL 088－602－8911
●いのちの希望　TEL 088－623－0444
●SNS相談事業　厚生労働省　SNS相談　検索

保健師からのお知らせです

1．「各種集団がん検診・特定健康診査」について

■実 施 日　令和元年10月24日（木）
■受付時間　８時30分～10時
■受付場所　上板町農村環境改善センター　１階玄関

検診項目	対象者	検診内容	自己負担金
胃 が ん 検 診	40歳以上	バリウム検査	1,000円
大 腸 が ん 検 診	40歳以上	便潜血検査２日法	500円
肺 が ん 検 診	40歳以上	胸部Ｘ線撮影	無　料
特 定 健 康 診 査 （※受診券が必要）	40歳以上	身体測定、血液検査、 尿検査、医師の診察	1,000円

■申 し 込 み　受診を希望する方は９月24日（火）までにお申し込み下さい。
■申し込み先　福祉保健課・保健師まで（☎694－6810）にて申し込みください。
＊次回の検診日は、12月５日（木）です。

2．子宮頸がん検診・乳がん検診（個別検診）について

子宮頸がん検診、乳がん検診は、２年に１回の受診間隔で県内広域医療機関にて検診を受けることができます。

検診名	対象者	自己負担額	検診期間 （医院の診療時間内
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	1,200円	令和２年３月31日まで
乳 が ん 検 診	40歳以上の女性	1,500円	

3．胃内視鏡検診（個別検診）について

対象者は50歳以上（昭和45年４月１日以前の生年月日）の方です。
受診間隔は２年に１回となります。（同一年度に胃部エックス線検査と併用はできません。）
自己負担金は4,100円です。検診期間は令和２年２月29日（医院の診療時間内）までです。

子宮頸がん検診・乳がん検診（個別検診）、胃内視鏡検診（個別検診）を希望の方は、福祉保健課　保健師までお問い合わせ下さい。☎６９４－６８１０

4．救急車の正しいかかり方について

こんな時は救急車を呼びましょう

① 15分以上続く突然の胸の痛み、圧迫感、重苦しさ、特に冷や汗を伴うようなもの
⇒心筋梗塞、狭心症などが疑われます！

② 突然、意識がなくなる
⇒脳出血、脳梗塞などが疑われます！

③ 突然、手や足に麻痺がおこる
⇒脳出血、脳梗塞などが疑われます！

④ 呼吸が苦しくなる
息を吸うごとにヒューヒュー音がしている
息を吐くときに大げさに肩を動かしている
意識がはっきりしない、など

⑤ 出血が止まらなくなる
傷口から血液が勢いよくふきだしている
血液が大量に流れ出している、など

⑥ 広い範囲のやけど
（例：体の表面積の15%以上）

⑦ 交通事故
⇒特にはねとばされたり、歩行ができない、意識がないなど
現場検証の前に119番通報

⑧ 心肺停止状態
心臓と呼吸が止まった状態で、放置すれば死んでしまう。一刻を争う状態。

⑨ その他、いつもと様子が全く違う、顔色が真っ青などの異常がある、など

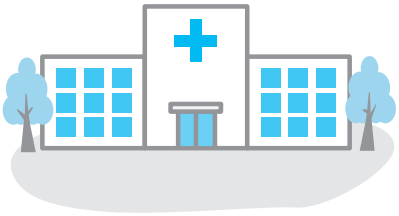

救急車の呼び方

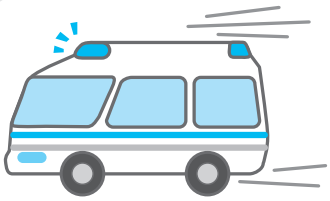

緊急を要する重症な状態の場合は、次の要領で通報してください。

1. 119番にダイヤルする。
2. 「火事ですか。救急ですか。」と尋ねられるので、「救急です」と告げる。
3. 救急車に来てもらう場所、患者の氏名、年齢、状態を伝える。
   - マンションの場合はマンションの名前、○階、○号室
   - 場所がわかりにくい場合は、目印となる建物や道路名など
4. 救急車を待っている間に次のものを用意する。
   - 健康保険証　● お金　● 普段飲んでいるお薬
5. 救急車のサイレンが聞こえたら、場所を案内する人を出し、誘導する。
6. 救急車が到着したら、次のことを伝える。
   - 救急車が到着するまでの容態変化　● 応急手当をした場合は、その内容
   - 持病がある場合は、その病名、かかりつけ医

◆私のかかりつけ医◆

病 院 名	電話番号	診療時間

化学物質（タバコ・家庭用品）、医薬品、動植物の毒などによって急性中毒の事故が発生した場合には…

大阪中毒110番（365日　24時間対応）　☎ 072－727－2499（情報提供：無料）

● お問い合わせ ●　上板町役場　福祉保健課・保健師　☎６９４－６８１０

令和元年度 結核・肺がん検診について お知らせ

対　象　者	
○結核・肺がん検診（無料）	４０歳以上の住民の方で他の検診で受けていない方
○喀　痰　検　査（500円）	５０歳以上で、喫煙指数（１日の喫煙本数×年数）が６００以上の方
＜撮影時の着衣について＞	＊上半身は下着かＴシャツ１枚だけになります。 ＊下着かＴシャツは、えりが無く、ししゅうやワッペンのついてないもの、及びボタン・金具・プラスチック等のついてないもの。 ＊ネックレス等は必ずはずしてください。

結核・肺がん検診日程表

＊昨年度より場所・時間の変更が一部ありますので、ご確認ください。
＊事前申し込みは不要です。直接実施場所に時間内にお越し下さい。

９月１８日（水曜日）		９月２０日（金曜日）	
泉谷　馬木久子様宅裏	9：00～ 9：20	樫山　三橋文子様宅前	9：30～10：10
共栄精工様	9：40～10：00	鳥屋集会所	10：30～10：50
松島神社前	10：20～11：00	鳥羽神社	11：10～11：40
神宅団地１号棟西側	11：20～11：40	南老人集会所	13：10～14：00
西老人集会所	13：00～13：30	高磯　里見恵子様宅前	14：20～14：40
天神前公会堂	13：50～14：20	椎本多目的集会所	15：00～15：40
安楽寺北側大駐車場	14：40～15：20		

９月２５日（水曜日）		９月２６日（木曜日）	
神宮寺大己貴神社	9：00～ 9：30	上板町役場前	9：00～10：00
大山町集会所	9：50～10：20	西分老人集会所	10：20～10：50
板野郡農協本店（旧ＪＡ大山）	10：40～11：30	大山消防コミュニティセンター（西分字原渕７－１）	11：10～11：30
西原団地南	13：00～13：30	上板町消防団第六分団詰所（ＪＡ佐藤塚倉庫西側）	13：00～14：00
大南集会所前	13：50～14：30	古町「セブンハイツ滝川」様駐車場	14：20～15：00
小路　三好清一様宅前	14：50～15：10	上板町文化センター	15：20～15：40
上板町役場前	17：00～19：00	東老人集会所	17：00～17：50
		南老人集会所	18：10～19：00

＊問診票は、当日、現地受付にて用意しております。

＊問診票は、福祉保健課にも用意しています。事前に配布を希望される方は、窓口にお越しいただくか、電話にてご連絡ください。
＊検診に関するお問い合わせは 上板町役場 福祉保健課 ☎694－6810 までお願いします。

9月　保健行事予定表

Ⅰ　健康相談・健康教育

月／日	時　　間	場　　所	内　　容	担　　当
9／3	10：00～11：30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師
10／1	10：00～11：30	農村環境改善センター	個別健康相談・健康教育	保健師・理学療法士

Ⅱ　乳幼児健康診査

1．1歳6か月児健康診査

月／日	受付時間	場　　所	内　　容	該　当　者
9／5	13：00～13：20	農村環境改善センター	問診、内科・歯科診察、身体測定、聴力検査、発達・育児・歯科・栄養相談	平成29年12月1日～平成30年2月28日生

Ⅲ　町内巡回結核・肺がん検診がん検診（40歳以上の方）

9月18日、20日、25日、26日、町内各地を検診車が巡回し、胸部レントゲン撮影を行います。料金は無料です。

令和元年9・10月分　〈9/1～10/10まで〉　在宅当番医

市外局番は（088）です。

■担当時間■　平日18：00～22：00　　休日9：00～22：00

9月	1(日)	あいずみ皮ふ科	692－9211
	2(月)	くぼ小児科クリニック	678－7141
	3(火)	きたじま皮フ科	678－7010
	4(水)	香川内科	692－9770
	5(木)	森本医院	641－4141
	6(金)	中川整形外科	641－2288
	7(土)	藍住川島クリニック	692－0110
	8(日)	奥村医院	692－2403
	9(月)	稲次病院	692－5757
	10(火)	浜病院	692－2317
	11(水)	清水内科	692－8900
	12(木)	あいずみ皮ふ科	692－9211
	13(金)	奥村医院	692－2403
	14(土)	こうのINRクリニック	693－1103
	15(日)	山田眼科藍住	692－8118
	16(月)	矢野医院	692－4411
	17(火)	山田眼科藍住	692－8118
	18(水)	矢野医院	692－4411
	19(木)	山根眼科	692－8171
	20(金)	西條耳鼻咽喉科	692－8711
9月	21(土)	竹本内科	672－0174
	22(日)	山根眼科	692－8171
	23(月)	西條耳鼻咽喉科	692－8711
	24(火)	北島こどもクリニック	697－2221
	25(水)	中山産婦人科	692－0333
	26(木)	内科クリニック・オクムラ	692－4771
	27(金)	きはら耳鼻咽喉科医院	693－0087
	28(土)	井上病院	672－1185
	29(日)	富本小児科内科	692－7228
	30(月)	近藤外科内科	693－1188
10月	1(火)	こやま小児科内科クリニック	637－3211
	2(水)	大久保内科	692－1220
	3(木)	杉みね整形クリニック	693－1021
	4(金)	増田クリニック	693－3020
	5(土)	三愛内科	672－0176
	6(日)	こやま小児科内科クリニック	637－3211
	7(月)	小松泌尿器科	692－1277
	8(火)	藍住川島クリニック	692－0110
	9(水)	こうのINRクリニック	693－1103
	10(木)	竹本内科	672－0174

担当時間以外の深夜の救急

きたじま田岡病院	698－1234	全日対応ですが、要確認
稲次病院	692－5757	水曜日、土曜日は受診前に要確認
東徳島医療センター	672－1171	対応日は確認してください

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

警戒レベル４で全員避難！

水害・土砂災害の防災情報について住民等が情報の意味を直感的に理解しやすく、適切な避難行動が可能となるように**５段階の「警戒レベル」を用いての情報提供を開始**しています。

警戒レベル	とるべき避難行動	避難情報	参考となる防災気象情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル５	既に災害が発生している状況 命を守る最善の行動を！	災害発生情報	氾濫発生情報 大雨特別警報
警戒レベル４	全員避難（対象地域）	避難指示（緊急） 避難勧告	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
警戒レベル３	避難に時間を要する人は避難開始	避難準備・高齢者等 避難開始	氾濫警戒情報 洪水警報
警戒レベル２	避難行動の確認		大雨注意報 洪水注意報
警戒レベル１	災害への心構え		早期注意報

※市町村が発令するのは避難情報の警戒レベル３・４・５です。

詳しく知りたい方は
内閣府防災情報のページをご覧ください。

内閣府　避難勧告　検索

● お問い合わせ ●　上板町役場　企画防災課　☎６９４－６８２４

あなたの結婚を応援します！

近年の晩婚化・未婚化・少子化を踏まえ積極的な結婚活動を促進するため、とくしまマリッジサポートセンターが運営する「マッチングシステム」の会員登録料を補助します。

対象経費

マリッサとくしまマッチング会員登録料の１／２
登録料１０，０００円（２年間有効）

対象者

上板町に現住所がある２０歳以上の独身の方

申し込み手順

マッチング会員登録後、補助申請書と登録料支払い証明書（領収書または振込明細書）を提出してください。
※詳しくは下記までお問い合わせください。

マッチングシステムとは

１対１のお引合わせ（お見合い）をサポートする会員制のマッチングシステムです。

主な流れ

①Web サイトや電話で入会申込
②会員登録（**半額補助**）
③タブレット端末でお相手探し
④お引合せ（お見合い）申し込み
⑤顔合わせ・対面
⑥お互いに交際意思があれば交際スタート

●補助制度に関するお問い合わせ
上板町役場企画防災課
☎６９４－６８２４

●マッチングシステムに関するお問合せ
とくしまマリッジサポートセンター
☎０８８－６５６－１００２（水曜・木曜休み）
http://www.msc-tokushima.jp/

徳島バス定期券購入費補助制度をご利用ください

上板町民の皆様の経済的負担の軽減と徳島バス利用促進のため、徳島バス定期券購入者に対して、補助金の交付を行います。

1 補助対象者

町内に住所を有する方で、町税等を滞納しておらず、町内のバス停留所を利用し、令和元年四月一日～令和二年三月三十一日までの間に一ヶ月以上の徳島バス定期券を購入した方。

2 補助金額

徳島バス定期券購入費の1／2の金額（一、〇〇〇円未満の端数は切り捨て）。

3 募集件数

予算の範囲内で先着順に受付。

4 申し込み手順

① 徳島バスから路線バスの定期券をお買い求めください。その時、領収書もあわせてお受け取りください。

② 企画防災課窓口に備え付けの生活交通バス定期券購入費補助金交付申請書に必要事項を記入の上、定期券と領収書の写しを添付して企画防災課に提出してください。

なお、上板町のホームページからも申請様式をダウンロードできますのでご利用ください。

③ 提出された書類を確認及び審査後に交付対象者に、後日決定通知書にてご案内をします。但し、申し込みは先着順になりますので、あらかじめご了承ください。

※補助申請をお考えの方は、企画防災課までご連絡ください。

お問い合わせ　上板町役場　企画防災課　☎六九四－六八二四

感震ブレーカー設置費用補助制度

地震発生による住宅火災を防ぐため、お住まいに感震ブレーカーを設置する世帯を対象に、その費用の一部に対し補助金の交付を行います。

1 補助対象者

上板町に住所を有する方で、町税等を滞納していない方

2 補助金額

感震ブレーカーの購入費及び設置に要する費用の合計額の1／2の金額

※補助金の額に一、〇〇〇円未満の端数が出た場合は、切り捨てます。

3 募集件数

予算の範囲内で先着順に受付します。

4 申し込み手順

① 家電販売店等にてご希望の感震ブレーカーを選んでいただき、店舗に見積書を出してもらい、企画防災課窓口に備え付けの補助金交付申請書に必要事項を記入の上、見積書の写しを添付して企画防災課に提出してください。

なお、上板町のホームページからも申請様式をダウンロードできますのでご利用ください。

② 提出された書類の確認及び審査を行い、交付対象者に後日交付決定通知書にてご案内をします。但し、申込は先着順になりますので、あらかじめご了承ください。

③ 交付決定通知書を受け取った後に、感震ブレーカーの購入・設置を行ってください。購入時、領収書も合わせてお受け取りください。

※補助申請をお考えの方は、企画防災課までご連絡ください。

お問い合わせ　上板町役場　企画防災課　☎六九四－六八二四

自衛官（学生）受付案内

募集種目	資　格	受付期間	試験日	その他
自衛官候補生	18～33歳未満の男女	現在受付中	受付時にお知らせします。	1　試験会場：徳島県内で実施します。 2　試験科目：筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査 詳しい内容については、下記のお問合せ先までご連絡下さい。
一般曹候補生	18～33歳未満の男女	令和元年９月６日まで受付中	１次試験: 令和元年９月20日～22日のいずれか１日を指定されます。	1　試験会場：徳島県内で実施します。 2　試験科目：（１次）筆記試験 （２次）身体検査、口述試験 詳しい内容については、下記のお問合せ先までご連絡下さい。

お問い合わせ先　自衛隊　徳島地方協力本部　鳴門地域事務所（☎ 088－685－5306）

農用地区域除外申請の受け付けについて

農用地区域内の農地を**農地以外に転用**する場合は、農用地区域除外申請が必要です。

受付期間　令和元年９月２日(月) ～ ９月30日(月)

(土日祝は含まない)

申請書は、上板町役場 産業課窓口でお受け取りになるか、町ホームページからダウンロードしてください。

農用地区域内の農地を農地以外に転用する場合は、上板町が農用地利用計画を変更し、農用地区域から除外を行ったうえで、農地転用の許可を受ける必要があります。

農用地区域除外は、町が農業振興上の観点からその必要性を判断し行いますが、申請された農地がすべて認められるわけではなく、申請の内容と町の農用地区域除外の考え方が一致した場合に除外することができます。

区域除外は、次の要件（１～５）を**すべて満たす**場合に限り除外されます。

要件１　その土地を転用することが必要かつ適当（緊急性・他法令許認可の見込みがある）であって、 ほかに代替すべき土地がないこと。

要件２　除外することにより、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

要件３　除外することにより、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

要件４　除外することにより、農用地区域内の土地改良施設（排水施設、農道等）の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

要件５　土地改良事業が完了した年度の翌年度から起算して８年を経過していること。

（注１）土地改良事業が行われた農地は、事業がなされていない農地と比較して明らかに営農条件に優れており、公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間農用地として確保する必要がある。

（注２）土地改良事業完了後８年経過した土地であっても、上記要件がすべて満たされない場合及び町が地域農業の振興を図るうえで、農地として確保すべきと判断した場合は、除外が認められない。

除外が承認されるまでの事務スケジュール　概ね申請月から６ヶ月程度

申請 ➡ 農業振興地域整備協議会にて協議 ➡ 農業委員会の意見聴取
➡ 県との事前協議 ➡ 農用地利用計画変更案の公告･縦覧(30日間･住民の意見聴取)
➡ 農用地利用計画変更案に対する異議申出期間（15 日）➡ 県との変更協議
➡ 県の同意 ➡ 変更公告 ➡ 除外の承認（申請者通知）

● お問い合わせ ●　上板町役場　産業課　☎６９４－６８０６

田畑での稲わら等の焼却について

基準に適合した焼却施設を用いずに廃棄物を焼却処分する、いわゆる「野焼き」は悪臭や煙害などにより近所迷惑になるばかりでなく、ダイオキシンの排出という面でも特に問題となっています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一定の例外を除いて原則として禁止されています。

※農業用のビニールやプラスチックにつきましては、焼却せずに年二回の共同処理回収日に回収場所まで運搬していただきますようよろしくお願いします。

農業者が行う稲わら等の焼却は、**公益上もしくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの**（例外規定）に規定されています。

例外規定抜粋

○農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
例：農業者が行う稲わら等の焼却

農家の皆さんへ

稲刈り後の田んぼで、もみ殻や稲わらを焼却される場合、以下の点に十分留意していただきますようお願いします。

① 田んぼの近くに民家があるときは、風向きが民家のほうでないことを確認し、周囲に迷惑がかからないように行ってください。

② 道路に面している田んぼでは、煙が通行の妨げとならないように行ってください。

③ 火はとても危険ですので、焼却している間は必ず近くにいるようにしてください。

④ 直罰の対象とならない焼却であっても、周辺の生活環境に影響が生じている場合は指導・処分の対象となりますのでご注意ください。

上板町役場　産業課

有害鳥獣対策に関するご理解ご協力をお願いします

近年、全国的に有害鳥獣による住民生活及び農産業等への被害が深刻化しています。

これまで上板町では、イノシシによる出没・被害報告が多く、防護柵設置等による対策を行ってきた結果、イノシシの出没・被害報告は減少傾向にありますが、本年からサルの出没・被害報告が急増しています。

サルへの対策方法のひとつに「追い払い」があります。

初めは一時的な「追い払い」ですが、何度も繰り返すことで「人間は怖い」「集落に近づいてはいけない」ということを覚えさせ人間の生活環境にサルが入ってこないようにする方法です。

サルやイノシシの出没・被害報告があると、上板地区猟友会に協力をお願いし、現場に急行します。現場では主に爆竹を使って追い払いを行うため、「パンパン」と大きな音がしますが、急を要する活動のため、予めのご案内ができません。有害鳥獣対策は農業者だけでなく、住民皆さまのご理解が不可欠です。皆さまのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

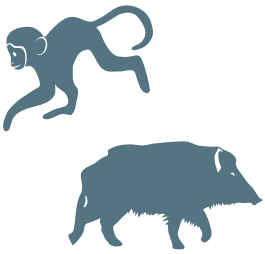

上板町役場　産業課
☎694－6806

上板町歩こう会 ウォーキング

歩こう会では、健康な毎日を過ごすため、上板町の風景を楽しみながらウォーキングを行っています。コースはミステリーコースで参加してからのお楽しみです。

上板町の新しい一面を見つけてみませんか？

■日　時

令和元年	令和2年
9月20日（金）	1月10日（金）
10月10日（木）	2月10日（月）
11月10日（日）	3月10日（火）
12月10日（火）	

午前9時～　2時間程度
（8時45分役場前集合）

■参加費　無料（当日　保険料一〇〇円）

■申し込み　不要

■持ち物　飲み物、帽子、タオル、雨具、健康保険証　等

※小学生以下の方は保護者の同伴が必要です
※雨天決行（警報が出ている場合は中止）

主催　上板町歩こう会

生ごみ処理容器等でごみの減量化に取り組みませんか

生ごみの減量化及び資源化を推進するため、**家庭用生ごみ処理容器等の購入に補助金制度**を設けておりますのでご活用ください。

詳細は、町ＨＰをご覧いただくか環境保全課へお問い合わせください。

補助金額

補助対象経費は処理機等本体の購入価格です。
運搬費や設置費等は補助対象外です。

①生ごみ処理容器（例：コンポスト・EM菌等使用容器）
購入価格の２分の１以内の額で、３,０００円を限度。

②電気式生ごみ処理機（例：乾燥式・バイオ式）
購入価格の２分の１以内の額で、２５,０００円を限度。

※電話予約制度を導入しました。お電話一本で予約受付致します。

※補助金の交付は１世帯につき１回限りで、生ごみ処理容器又は電気式生ごみ処理機のどちらか１台となります。
（但し、補助金交付日から生ごみ処理容器は3年、電気式生ごみ処理機は5年、経過していればこの限りではない。）

※**先着順に受け付け、補助台数に達し次第、締め切り**となりますので**補助金希望の方は事前に環境保全課へお問い合わせください。**

手続き方法などお問い合わせ　上板町役場　環境保全課　☎694－6813

10月1日は浄化槽の日です。

この日は、浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」が、昭和六十年十月一日に施行されたことを記念して設けられました。

浄化槽は、下水道や農業集落排水と同様、し尿や生活雑排水を処理するための優れた性能を有しています。

浄化槽を適正に維持管理し、きれいな水環境を守りましょう。

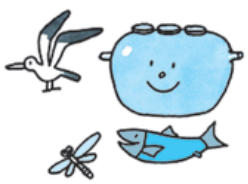

合併処理浄化槽を設置しましょう

公共水域等への水質汚濁を防止するために、平成十三年四月一日より浄化槽法が改正され、単独処理浄化槽の設置が原則禁止されました。また、現在設置されている単独処理浄化槽を合併処理浄化槽への転換等に努めるものとされました。

川や海の豊かな自然を守るために、合併処理浄化槽を設置しましょう。

合併処理浄化槽の利点

- 生活排水の汚れが約一〇分の一に減り、きれいな排水なので安心して流せます。
- わずかなスペースがあれば短期間で設置できます。
- 設置費用については補助制度があります。

浄化槽法定検査のお知らせ

浄化槽を設置されている方は、一年に一回、浄化槽の水質に関する検査（法定検査）を受けなければならないと浄化槽法に規定されており、業者が行う保守点検・清掃とは別に受けなければいけません。

次の期間、徳島県知事指定検査機関である、（公社）徳島県環境技術センターから対象施設には申込書を送付し、連絡・訪問しますので、ご協力をお願いします。

- **期間**
  令和元年九月三十日(月)～
  令和元年十月九日(水)まで
- **対象地区**
  上板町　全域
- **お問い合わせ**
  (公社)徳島県環境技術センター
  ☎〇八八－六三六－一一三四
  【お客様相談室】
  ☎〇八八－六三六－一一七七

合併処理浄化槽の普及促進に向け、支援を強化しています。

合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽や汲取り槽は、トイレの排水対策として有効ですが、台所、浴室、洗面所等の排水を浄化することはできません。

合併処理浄化槽は、下水道のような大規模生活排水処理施設と比べ、短期間で設置でき処理能力も有しているので、河川や水路の水質保全をはじめ、快適な生活環境を実現するための有効手段です。

町では、農業集落排水事業区域を除き、合併処理浄化槽への転換を推進しています。

なお、浄化槽法の改正により、平成十三年四月からは浄化槽設置の際には、原則合併処理浄化槽が義務づけられ、既に設置されている単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換に努めることとなっています。

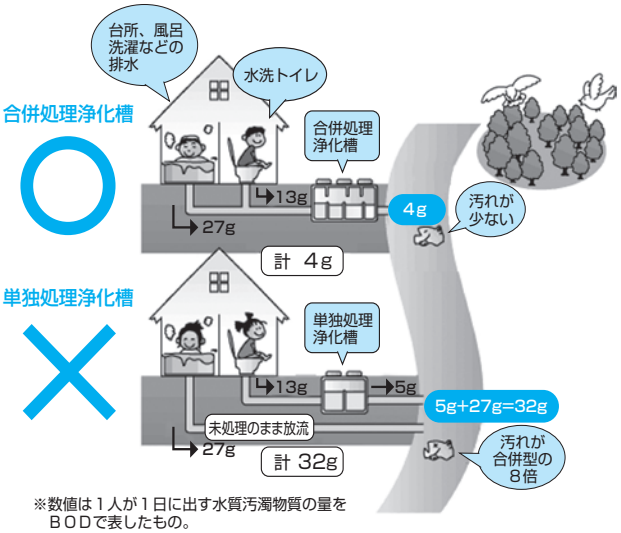

※数値は１人が１日に出す水質汚濁物質の量をＢＯＤで表したもの。

合併処理浄化槽設置補助

町外から転入し、新たに合併処理浄化槽を設置した方（新設）、及び単独処理浄化槽や汲取り槽から合併処理浄化槽へ切り替えられる方（転換）に補助金を交付しています。

なお、単独処理浄化槽及び汲取り槽を全撤去した場合、左記のとおり撤去費用についても補助を実施しています。

本町の「汚水処理人口普及率」の向上を図るため、合併処理浄化槽への転換を進めましょう。

●合併処理浄化槽設置補助

人　槽	新設（補助限度額）	転換（補助限度額）
５人槽	169,000 円	332,000 円
７人槽	207,000 円	414,000 円
10 人槽	276,000 円	548,000 円

●撤去費補助

区　分	補助限度額
単独槽撤去	90,000 円
汲取り槽撤去	90,000 円

◎受付期間：平成31年４月１日 ～ 令和元年11月30日

※なお、補助予定基数に達した場合は、受付期間の終了日前でも受付を締め切る場合があります。

詳細については、上板町役場　環境保全課（☎６９４－６８１３）までお問い合わせください。

民地から道路へ突き出した立木などの管理について【お願い】

毎年、台風等で立木が道路上へ倒れたり、道路にはみ出した枝で通行車両が損傷する等の事故が発生しています。

こうした事故の場合、一般的には立木の所有者の管理責任が問われ、損害賠償等の責任を負うことがあります。

倒れそうな立木や道路上にはみ出した枝は早めに伐採し、事故の未然防止に努めてください。

水道メーターの取替工事にご協力ください

水道メーターは、計量法で使用有効期間が八年と定められています。このため水道課では期間が満了する前に新しいメーターへの取替を行います。

水道メーターの取替工事は、水道課が発注した上板町指定給水装置工事業者が行い、今年度中に対象となるメーターを順次取替しますので、ご協力をお願いします。

なお、水道メーターの取替費用は必要ありません。

取替工事時の注意点

○工事のため敷地内に入らせていただきます。
○工事中の立会いは必要ありません。
○不在の場合でも交換させていただきます。
○工事中は一時的に断水となります。
○メーター取替後、水が濁る場合がありますので、水を少し流してからお使いください。

お問い合わせ
上板町役場　水道課　☎六九四－六八一七

日本遺産 「藍のふるさと阿波」魅力発信サポーター養成講座
サポーター候補生募集！

「藍のふるさと阿波～日本中を染め上げた至高の青を訪ねて～」が日本遺産に認定されたことを受けて、阿波藍の歴史・文化やその魅力の情報発信、活用事業を企画運営するサポーターを養成することを目的として、サポーター養成講座を開催します。

令和元年度は、講座４回　現地研修会２回の開催を予定しています。

受講をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

藍のふるさと阿波魅力発信協議会　事務局
☎088-637-3128（藍住町教育委員会 社会教育課内）

上板町歴史民俗資料館　☎694－5688

第１回目　令和元年 10 月 19 日（土）　上板町中央公民館
「『藍のふるさと　阿波～日本中を染め上げた至高の青を訪ねて～』のストーリーについて」
「日本遺産の整備・活用について」

第２回目　令和元年 10 月 27 日（日）　上板町中央公民館
「阿波藍の栽培と加工」　「藍と三番叟まわし」

第３回目　令和元年 11 月 10 日（日）　上板町中央公民館
「灰汁発酵建藍染め」　「藍と阿波踊り」

第４回目　令和元年 11 月 24 日（日）　上板町中央公民館
「藍屋敷」　「人形浄瑠璃と藍」

第５回目　（日程未定）
現地研修会「バスで巡る日本遺産１」
場所：美馬市・阿波市・吉野川市・石井町

第６回目　（日程未定）
現地研修会「バスで巡る日本遺産２」
場所：徳島市・北島町・藍住町・板野町・上板町

徳島労働局からのお知らせ

「働き方」が変わります！！
― 2019年４月１日から「働き方改革関連法」が順次施行されています ―

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置を講じます。

Point 1　施行：2019年4月1日～　※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、
月45時間、年360時間を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、
単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）
を限度に設定する必要があります。

Point 2　施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年５日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。

Point 3　施行：2020年4月1日～　※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や**賞与**などの**個々の待遇ごとに**
不合理な待遇差が禁止されます。

具体的な労務管理の手法に関するお問い合わせ

働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、以下の方法により専門家が無料で相談に応じます。

徳島働き方改革推進支援センター　Tel:0120-967-951

- 電話・メール、来所による個別相談
- 団体・自治体等の相談窓口への専門家派遣
- 商工会議所等におけるセミナー開催（個別相談会）
- 企業に対する個別コンサルティングへの専門家派遣

（相談無料）

時間外労働の上限規制や年次有給休暇など労働基準法、労働安全衛生法の改正に関するお問い合わせ

各労働基準監督署　労働時間相談・支援コーナー
徳島 Tel:088-622-8138　鳴門 Tel:088-686-5164
三好 Tel:0883-72-1105　阿南 Tel:0884-22-0890
徳島労働局労働基準部監督課　Tel:088-652-9163

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消に関するお問い合わせ

【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】
徳島労働局雇用環境・均等室　Tel:088-652-2718

【派遣労働者関係】
徳島労働局職業安定部需給調整事業室
Tel:088-611-5386

第38回 徳島矯正展 入場無料

■日時
令和元年十月十二日（土）
午前九時～午後三時三十分

■内容
刑務所作業製品の展示・販売
刑務所内見学
各種体験コーナー
（藍染め体験、刑務官変身体験など）
ステージイベント
★売り上げの一部を犯罪被害者支援団体に寄付しています
★一、〇〇〇円以上お買い上げの方に御来場特典をプレゼント
（先着二〇〇名様）

■会場
徳島刑務所
（徳島市入田町大久二〇〇－一）
☎〇八八－六四四－〇一一四

寄せ植え教室の参加者募集

秋の草花の香りを楽しみながら、寄せ植えをしてみませんか？すてきな昼下がり、自分だけのオリジナルを作りましょう。

■日　時
九月二十五日　水曜日
午後一時三十分～

■場所・お問い合わせ
馬道会館　☎六九四－四八六八
上板町西分字原渕一八番地二

■申し込み締め切り
九月二十日　金曜日
午後五時まで

■材料代
二、〇〇〇円

上板町子ども・若者相談支援センター『あい』をご活用ください。

悩みをどこに相談してよいかわからない
対人関係が苦手で何事もうまくいかない
相談できる人が近くにいない

対象者
子ども・若者
（幼・小・中学生・中学卒業後～39歳ぐらい）

子育て相談会『しゃべり・あい』について（ご案内）

『しゃべり・あい』は学校のこと、生活のこと、仕事のこと、様々な悩みを抱える子ども・若者を応援する無料の子育て相談会です。
毎月 第４土曜日の 午後７時から午後９時まで『あい』で開催しています。

９月・10月については、
それぞれ小学生、中学生の保護者を対象とした「個別相談会」を開催します。
毎日の子育ての中で、困ったことや気になること、悩み事や誰かに聞いて欲しいことなどありませんか。気楽にご相談ください。
なお、**個別相談は予約制とし、電話で直接受け付けます。**

【幼稚園・小学生の保護者対象の個別相談会】
９月２８日(土)〈１９時～２１時〉

【中学生の保護者対象の個別相談会】
１０月２６日(土)〈１９時～２１時〉

☆場所　上板町子ども･若者相談支援センター『あい』
上板町ふれあいセンター　２階

相談窓口	連絡先	予約受付時間(月～金)
相談支援センター「あい」（ふれあいセンター2階）	637－6006	9:00～17:00

（土･日･祝日は休み）

全国一斉「子どもの人権１１０番」強化週間

徳島地方法務局と徳島県人権擁護委員連合会では、学校等における「いじめ」、「体罰」や家庭内における児童虐待など、子どもの人権問題解消に向けて開設している「子どもの人権１１０番」電話相談について、右記のとおり強化週間を実施します。期間中は相談時間を延長するとともに、土・日も電話相談をお受けします。通話料無料で相談できますので、いじめなどに限らず学校や家庭、友達関係の悩みごとなど、何でも御相談ください。

1 実施期間　令和元年８月29日(木)から９月４日(水)までの７日間

2 受付時間　午前８時30分から午後７時まで
ただし、土曜日・日曜日は午前10時から午後５時まで
※強化週間以外の日は平日の午前8時30分から午後5時15分まで

3 開設場所　徳島地方法務局人権擁護課
(土・日は高松法務局人権擁護部)

4 電話番号　０１２０（００７）１１０
※フリーダイヤル（通話料無料）
※ＩＰ電話からは接続できません。

5 そ の 他　相談は無料、秘密は厳守します。

人権相談

上板町では法務大臣より委嘱をうけた人権擁護委員が、皆様の人権についての相談を受けたり、法務局と連携しながら人権を守る活動を行っています。お気軽にご相談ください。

令和元年九月は次のとおりです。

■開催日時
九月十八日(水)
午後一時三十分～午後四時

■開催場所
上板町中央公民館・第一会議室
(役場二階)

一日行政相談所開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあっせんを行います。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

■開　設　日
九月十八日(水)

■開設時間
午後一時三十分～午後三時三十分

■開設場所
上板町老人福祉センター

くらしの保険相談

馬道会館ではファイナンシャルプランナーによる生活に密接した各種保険相談を開催します。

疑問や不安をかかえているかた、老後の生活設計に悩んでいるかた、ぜひこの機会に相談してみませんか。

・年金
・健康保険
・失業保険
・労災保険
・交通事故
・生命保険
・住宅ローン

■日時　九月二十四日　火曜日
午後一時三十分から

■場所　馬道会館　☎六九四－四八六八
上板町西分字原渕一八－二

相談は先着順となりますので、お早めにお申し込みください。

成年後見・相続・遺言無料相談会のお知らせ

「成年後見制度」とは、本人の判断能力が不十分な場合に、本人を法律的に保護し、支えるための制度です。

また、相続や遺言のご相談にも応じます。お気軽にご相談ください。

■日　時
十月一日（火）　午後一時～三時
※偶数月の第一火曜日に無料相談会を実施しています。

■場　所
上板町中央公民館(上板町役場二階)　第一会議室

■お問い合わせ
一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター
徳島県支部徳島県行政書士会内
☎〇八八－六七九－四四四〇

上板町消費生活相談窓口からのお知らせ

モノなしマルチ商法にご注意！

「マルチ商法」とは商品・サービスを契約して、自身がその組織の勧誘者となり紹介料報酬等を得る商法です。

一方「モノなしマルチ商法」とは健康食品や化粧品のような実際の商品（モノ）の販売ではなくファンド型投資や副業などの契約を紹介する商法で、近年消費生活センター等では主に二〇歳代以下の若者の相談が増加しているようです。

【相談事例からみる特徴と問題点】

① 勧誘のきっかけは学校の同級生や職場の同僚・先輩、SNS等で知り合った友人から勧誘される等のケースがあり、人を紹介すれば報酬を得られる等得をすることばかりを説明し、実際のもうかる仕組みが分からないという特徴がみられます。

② 知人から勧誘されると断りにくく消費者金融で借金をして支払ったケースなどもみられます。

③ 解約や返金を求めようとしても事業者の連絡先を把握しておらず、勧誘者のSNS上の連絡先しか知らない場合は交渉が困難な場合があります。

【アドバイス】

■実態や仕組みが分からないものは契約しない

■友人や知人から勧誘されても（モノなしマルチ商法など）きっぱりと断る

■安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしない

不安に思った場合やトラブルになった場合は左記相談窓口までお気軽にご相談ください。

◆消費生活に関するご相談は
上板町消費生活相談窓口へ
☎六九四－六八一六　秘密厳守・相談無料
受付　平日九時～十六時三十分
（土・日・祝・年末年始を除く）

「かきじぃ」に投票よろしくお願いいたします！

全国のゆるキャラたちが集まる「ゆるキャラ®グランプリ2019」が11月2日(土)・3日(日・祝)に、長野市オリンピック記念アリーナ・エムウェーブ特設会場で開催されます。

今年は、わが町の観光イメージキャラクター「かきじぃ」も、エントリーしています。

投票終了は、10月25日(金)午後6時です。皆様、かきじぃへの1日1票の投票、応援よろしくお願いいたします。

※投票方法など詳しくは、ゆるキャラ®グランプリホームページをご覧ください。

※ゆるキャラ®グランプリホームページ
http://www.yurugp.jp/

同ホームページ
二次元バーコード▶

「熱中連」阿波踊り

8月12日(月)、上板熱中小学校の生徒40名、宮崎・高知・富山からの熱中小学校の生徒さん20名の総勢60名で藍場浜演舞場と市役所前の2カ所で踊り込みをしました。

授業や毎週末の練習により隊列やかけ声はきれいに揃い、藍染で1枚1枚染めた藍色の法被が演舞場でひときわ目立っていました。県外の方は初めての阿波踊りでしたが、事前に練習を行いその成果を十分に発揮しました。

また、『娯茶平』の方々にご協力いただき、鳴り物で一緒に盛り上げていただきました。

笑顔で踊る熱中小学校の有志はかっこよかったです。

かきじぃ村 夏祭り

8月17日(土)技の館で、かきじぃ村　夏祭りを開催しました。

カラオケ大会、平野シマコ先生による上板音頭、花火大会や縁日ブース・屋台ブースと大盛り上がりとなりました。

技の館で初めて開催した夏祭りは、今後も定期的に開催していきたいと思っています。

皆さまのおかげで私たち事務局も、一緒に楽しい想い出をつくることが出来ました。

ご来場いただいた皆さま、またご協力いただいた関係者の皆さま、本当にありがとうございました。

第6期 入学生徒募集中！

熱中小学校は第6期生を9月から募集します。
(2019年10月～2020年3月)
仲間と一緒に楽しく学べる、大人の社会塾です。
ここ熱中小学校で、新しい仲間・自分と出会い、新しいことに挑戦してみませんか？
熱い想いをもったあなたのご入学をお待ちしております。

■お問い合わせ
一般社団法人ジャパンブルー上板
(とくしま上板熱中小学校事務局)

■期　間
2019年10月～2020年3月の月2回程度、土曜日の午後13時から(予定)

■授業料
1万円(材料費別、授業回数約10日開講・約20授業)

■申し込み方法
TEL：694-7766　FAX：694-7767
Mail:ai@necchu-kamiita.com

令和元年7月 お誕生おめでとう

■西分　福原　敬太・夏美
　男の子　珀空（はく）

■瀬部　眞鍋　光・典子
　女の子　吹羽（ふう）

■引野　板坂　雅史・裕美子
　男の子　怜（れい）

板野町文化の館図書館 9月カレンダー

上板町民の方も利用可能です。

9月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

□の日は休館日です。
開館時間　午前10時～午後6時

●七月は、延べ三六七人に一、七四九冊ご利用頂きました。

■お問い合わせ
板野町文化の館図書館
☎〇八八－六七二－五八八八

学校給食センター 食育と地産地消への取り組み

毎月19日は食育の日

令和元年七月十九日の給食の「うなぎ丼」には、上板町産のうなぎの蒲焼きを使用しました。学校給食センターでは、より身近に地域の自然や食文化、産業等についての理解を深めてもらえるよう、学校給食を生きた教材として活用した食育を推進します。

令和元年７月19日

うなぎ丼（たれごはん、うなぎの蒲焼き、うなぎ丼の具）、牛乳、具だくさん味噌汁、すだちゼリー

ライブキッチンの開催について

今年度高志小学校では、文部科学省指定の「社会的課題に対応するための学校給食の活用事業」の実践研究に取り組んでいます。その研究の一環として、八月七日（水）に上板町技の館にてフランス料理のライブキッチン、試食会が行われ、児童・保護者・関係者など、約一三〇名が参加しました。

ライブキッチンには東京西麻布のフランス料理店 FRENCH MONSTAR から広報担当の錦織氏、エグゼクティブシェフ池尻氏の二名、神山町 HOOD HUB PROJECT から三名のパン職人が参加しました。オードブル四品・魚料理・肉料理・デザート・徳島産小麦を使用したフランスパンのコース料理です。中心となる食材は、ほぼ一〇〇％が徳島産。地産地消、徳島の旬を残さず味わうがテーマです。

地元食材の良さを、見て・聞いて・食べて、身をもって実感することのできるとても貴重な機会となりました。

■発行と編集／徳島県板野郡上板町役場　上板町広報編集委員会　☎088－694－6824　令和元年９月１日発行　印刷／(協)徳島印刷センター